

パリ協定発効確実な見通し

2016年9月3日および4日の朝日新聞記事からの引用主体に集約

パリ協定（**国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議参照**）
（**COP21**）は12月12日（2015）、2週間にわたる交渉の末、
2020年以降の新たな温暖化対策の法的枠組みとなる「パリ協定」
を採択した。史上初めて、196カ国・地域が温室効果ガスの削減
に参加する枠組みが誕生する。

先進国だけに温室効果ガスの削減を義務づけた京都議定書に
代わる新たな枠組みでは、**すべての国に削減目標の作成と報告**
を義務づけ、5年ごとに点検する。
被害を受ける島国などに配慮して、**産業革命前からの気温上昇を**
「1・5度未満」に抑える努力も盛り込んだ。「今世紀後半に温室効
果ガスの人為的な排出と吸収を均衡させる」ことも目指している。

朝日新聞デジタル版2015.12.12から引用

米中両政府は2015/9/3に、2020年以降の地球温暖化対策の国際ルール「パリ協定（COP21関連）」について、両国が必要な手続きを終え、締結したと発表。世界の温室効果ガス排出量の約40%を占める米中が締結したことで、協定発効がほぼ確実になった。9/4から中国杭州で始まるG20首脳会議を前に打ち出し、各国に呼びかける狙いがある。

パリ協定の骨子

1.世界全体の目標

- ・ 気温上昇を2度Cよりかなり低く抑える（1.5度C未満に抑える）
- ・ 今世紀後半に温室効果ガスの排出と吸収を均衡させる。

2.各国の排出目標

- ・ 目標作成・報告、達成の国内対策を義務化
- ・ 3年ごとの更新、後退させない

3.途上国の支援

- ・ 先進国へ拠出を義務化
- ・ 途上国には自主的な拠出を奨励

4.温暖化の影響への対策

- ・ 被害の軽減策を削減策と並ぶ柱に
- ・ 途上国で起きつつある被害の救済策に取り組む

パリ協定発効の条件

- 発効の条件 1 温室効果ガス世界の排出割合の55%以上
未締結の主要国計65.5%
米中 計37.98%
中国が20.09%、米国が17.89%
その他計27.5%
日本3.79%、インド4.1%、ロシア7.53%、EU28国12.08%
- 発効の条件 2 55か国・地域以上の締結

日本の対応

締結を前倒しし今秋（2016/秋）を目指し準備を進めている。

日本は、先進国だけに削減を求めた京都議定書をまとめたのに、米中の不参加で実現困難 になっていたことから早期締結に消極的であったが、米中の動きを見て主要国の足並みがそろって来たのを見て積極姿勢に転じた。